

重要事項説明書

【児童発達支援 放課後等デイサービス】

富田ケアセンター有限公司

指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス事業

つぼみケア

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	富田ケアセンター有限会社
代表者氏名	代表取締役 山中 祥吉
本社所在地 (連絡先)	岡山県倉敷市玉島道口2754-1 TEL(086)526-5900 FAX(086)526-1036
法人設立年月日	2003年6月6日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	つぼみケア
サービスの 主たる対象者	(1)重症心身障がい児とする。但し、必要に応じて、医療的ケア児・障がい児(知的・肢体)を受け入れます。
事業所番号	3350260075号(2022年3月1日指定)
管理者	宮岡 尚美
児童発達支援 管理責任者	宮岡 尚美
事業所所在地	岡山県倉敷市玉島乙島7189-4
連絡先 相談担当者名	TEL(086)522-1022 FAX(086)486-1320 宮岡 尚美
事業所の通常の 事業実施地域	倉敷市・浅口市
事業所が行なう 他のサービス	児童発達支援事業 3350260075号(2022年 3月 1日指定) 放課後等デイサービス 3350260075号(2022年 3月 1日指定)
利用定員	5名
開設年月日	2022年3月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	児童発達支援の提供にあたっては、利用児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な療育を行います。 放課後等デイサービスの提供にあたっては、利用児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な療育を行います。 サービスの実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用

	者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携を図ります。 障がい児の保護者に、必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めます。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月・火・木・金・土とする。（祝日営業・水・日休業） ただし、12月30日から1月3日までを除く
営 業 時 間	月・火・木・金・土 8時30分から17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	児童発達支援：月・火・木・金・土とする。（祝日営業・水・日休業） 放課後等デイサービス：月・火・木・金・土とする。（祝日営業・水・日休業） ただし、12月30日から1月3日までを除く
サービス提供時間	児童発達支援：サービス提供日の9時30分から14時30分とする。 放課後等デイサービス：サービス提供日の以下の時間とする。 （授業後）授業終了から17時00分 （休業日）9時30分から15時00分

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄骨2階建て
延 床 面 積	122.58 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	1 室	集団療育・個別療育・機能訓練
ト イ レ	2 室	洋式トイレ
入 浴 室	1 室	入浴支援

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

職 種	職 務 内 容
児童発達支援 管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、5 領域との繋がりを明確化した総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。 (3) 個別支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。 (5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。 (6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、5 領域との繋がりを明確化し、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、定期的に検討して必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
児 童 指 導 員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。
保 育 士	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。
機能訓練担当職員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。
看 護 職 員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。
嘱 託 医	利用児の健康管理・相談事業等に関すること。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1		1				
児 童 指 導 員	1	1					

保 育 士	1	1					
機能訓練担当職員	7				7		
看護職員	3			3			
嘱託医	1				1		

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
通所個別支援計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、5 領域との繋がりを明確化し、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等の具体的な支援内容を記載した個別支援計画を作成します。
個別療育	年齢ではない個々の発達段階に配慮し、個々の反応を引き出せるような関わり、自発性を促し反応を待てるような関わりを行います。
集団療育	他児と一緒に遊ぶことでお友達を気にしたり、思いやりを持って他の子との関わりを求めたりする気持ちが芽生えます。これらを通して社会性の基盤を育てていきます。
相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所間の送迎を行います。
給食サービス	希望により、障がい児の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴サービス	希望により、障がい児の身体清潔保持等のため入浴を行います。

(2) サービス料金

①利用料金

利用料金は、次表のとおりです。

【児童発達支援】

利用料	21,310 円
利用者負担額	2,131 円

【放課後等デイサービス】

	授業終了後に行う場合	休業日に行う場合
利用料	17,710 円	20,560 円
利用者負担額	1,771 円	2,056 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 児童発達支援サービス費、放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、児童発達支援サービス費、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童発達支援サービス費、放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

②加算項目

ア 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利用料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等 加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	60～ 150 円	左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)常勤の児童指導員又は障がい福祉サービス経験者のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ)児童指導員等のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
看護職員加配加算(Ⅰ)	2,000～ 4,000 円	左記の1割	基準に定める従業者に加え、看護職員を1以上配置した場合、利用1日につき加算されます。
児童指導員等加配加算	1,800～ 3,740 円	左記の1割	基準に定める従業者に加え、児童指導員等又はその他の従業員を配置(経験年数に応じて算定)した場合、利用1日につき加算されます。

イ 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利用料	利用者負担額	内 容
家庭支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	600～ 3,000 円	左記の1割	居宅訪問・事業所内・オンライン等で障がい児の家族等に対する相談援助等を行った場合、月4回まで加算されます。
利用者負担上限額 管 理 加 算	1,500 円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠席時対応加算	940 円	左記の1割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。(重心は月8回まで)
送 迎 加 算	400 円～ 800 円	左記の1割	事業所の車両により、障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

強度行動障がい児支援 加算（Ⅰ）（Ⅱ）	2,000 円～ 2,500 円	左記の 1 割	強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がい児に支援計画を作成し支援を行った場合、加算されます。
入 浴 支 援 加 算	550 円～ 700 円	左記の 1 割	医療的ケア児、または重症心身障がい児に対して発達支援と合わせて入浴支援を行った場合、加算されます。
延 長 支 援 加 算	1,280 円～ 2,560 円	左記の 1 割	運営規程に定められた営業時間（8 時間以上場合に限り）を超えてサービスを利用した場合、1 日につき加算されます。
関係機関連携加算	2,000 円	左記の 1 割	小学校等の関係機関と連携してサービス計画作成に係る会議の開催及び日々の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整及び相談援助を行った場合、1 日につき加算されます。（月 1 回を限度）
保 育 ・ 教 育 等 移 行 支 援 加 算	5,000 円	左記の 1 割	障がい児が地域において保育・教育等を受けられるよう、移行に向けた支援を事業所退所前後に行った場合に加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
給食サービスの提供に係る食事代	1 食 500 円
給食サービスの提供に係るおやつ代	1 食 50 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1) 指定口座からの自動振替 (2) 事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知を必ず保管してください。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認くださいようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用児等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 宮岡 尚美
-------------	-------------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を周知します。

10 身体拘束の禁止について

事業者は、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束その他利用児の行動を制限する行為を行いません。

① 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

② 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を周知します。

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

②個人情報の保護について	○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--------------	---

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医 療 機 関 名 称	医療法人社団新風会 玉島中央病院		
理 事 長 名	理事長 高越 秀和		
所 在 地	岡山県倉敷市玉島阿賀崎 2-1-1		
電 話 番 号	086-526-8111		
診 療 科	内科（他 11 科目）	入 院 設 備	あり

14 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途に定める消防計画により対応いたします。		
平 時 の 訓 練	別途に定める消防計画に則り、防災訓練を年 1 回実施します。		
防 災 設 備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・非常用電源 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。		

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【事業者の窓口】 つぼみケア苦情相談窓口	所在地 電話番号 受付時間 担当者	岡山県倉敷市玉島乙島 7189-4 086-522-1022 月火木金土曜日 8:30~17:30 宮岡尚美
【市町村の窓口】 倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課	所在地 電話番号 受付時間	岡山県倉敷市西中新田 640 086-426-3305 月~金曜日 8:30~17:15
【市町村の窓口】 浅口市健康福祉部社会福祉課	所在地 電話番号 受付時間	岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-26 0865-44-7007 月~金曜日 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 岡山県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	岡山市北区南方2丁目13-1 086-226-9400 月~金曜日 8:30~17:15

17 心身の状況の把握

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

指定児童発達支援、放課後等デイサービス事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものの連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定通所支援事業者等との連携

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供にあたり、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- ① 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用児が、インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理してください。自己管理できない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用児及び保護者の思想・信仰は自由ですが、他の利用児及びその保護者等に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
-------	-------

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	岡山県倉敷市玉島道口 2754-1
	法人名	富田ケアセンター有限公司
	代表者名	代表取締役 山中祥吉
	事業所名	つぼみケア
	説明者氏名	

上記内容の説明を、事業者から確かに受けました。

利用申込者（通所給付決定保護者）	住所	
	氏名	
	続柄	
利用者（児童）氏名		